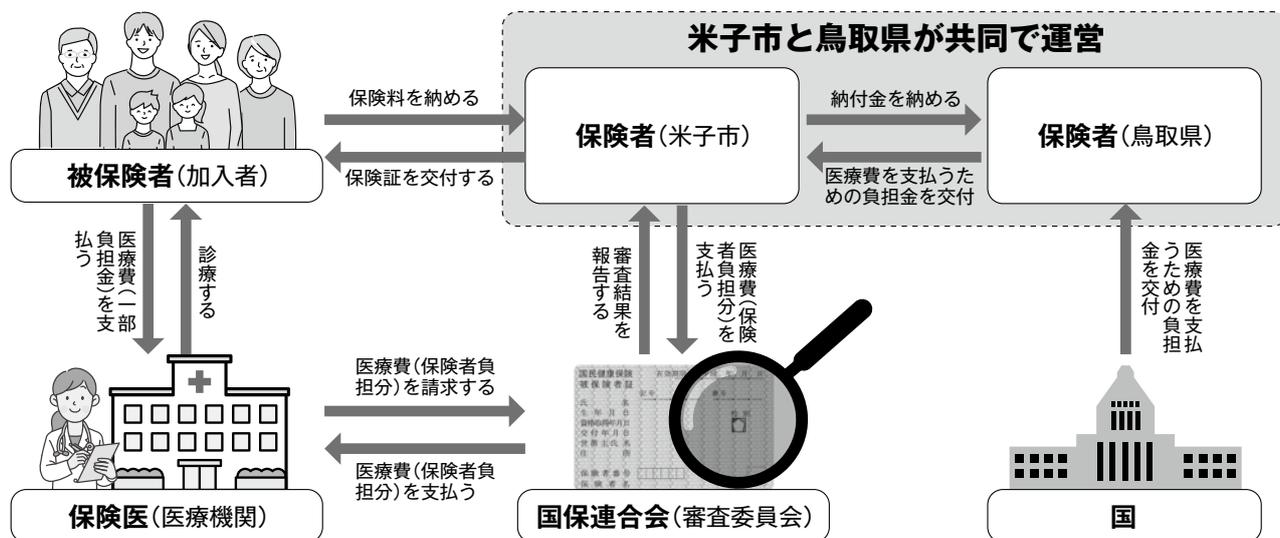


よなどの国保

国民健康保険(国保)のしくみ

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金を出しあい、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助けあいの制度です。鳥取県と米子市が共同で運営しています。



国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。

令和3年度の国民健康保険事業の収支状況概要(速報)

歳入<総額 14,297,628> (単位:千円)		歳出<総額 13,821,943> (単位:千円)	
保険料	2,514,603	保険給付費	9,975,194
国県支出金	10,104,266	国民健康保険事業費納付金	3,359,291
繰越金	156,745	保健事業費	128,206
一般会計繰入金	1,467,860	総務費	347,196
その他	54,154	その他	12,056

国民健康保険事業の会計は、加入者(被保険者)の納める保険料や県からの補助金等を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っております。

被保険者数は減少していますが、主に高齢者の増加により歳入歳出ともに前年度に比べ増加しています。令和3年度の決算は、約4億7千万円の黒字となる予定です。

国民健康保険料を納めましょう！

保険料の納付は口座振替で!!

普通徴収の納付方法は、「口座振替」でお願いしています。口座振替は、うっかり納め忘れがなく、納付場所へ行く手間がはぶけるなど、とても便利です。

口座振替にされていない方は、この機会に口座振替の手続きをお願いします。

お申し込みの手続き

キャッシュカードによる手続き(ペイジー口座振替サービス)

専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すれば手続きは完了です。

口座届出印の押印が不要で、口座振替開始までの期間が短縮できます。

この方法で手続きができるのは、口座名義人の方に限ります。

【申込場所】

市役所本庁(1階7番窓口)または淀江支所地域生活課

【手続きに必要なもの】

- ・口座振替を希望される口座のキャッシュカード。
ただし、法人カード、代理人(家族)カード、生体認証ICキャッシュカード等、一部利用できないカードがあります。
- ・申請される方の本人確認書類(保険証、運転免許証等)
- ・納入通知書

口座振替依頼書による手続き

【申込場所】

口座振替を希望される金融機関(※)

(※)下記に記載の口座振替が利用可能な金融機関に限ります。

【手続きに必要なもの】

- ・口座振替を希望される金融機関の通帳(利用可能な口座種別に限ります。)
- ・通帳お届け印
- ・納入通知書

口座振替が利用可能な金融機関(※)

山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、

鳥取西部農業協同組合、鳥取県信用漁業協同組合連合会

(口座振替依頼書の手続きのみ対応の金融機関)

鳥取県信用漁業協同組合連合会

利用可能な口座種別 普通預金、当座預金、通常貯金

保険料の納付が困難な方は、保険課の窓口でご相談ください

もし保険料を納めないでいると……

納期限を過ぎると

督促状の送付：保険料とは別に督促手数料が加算されます。
※納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金が加算されることがあります。

まだ納付がないと？

催告等の実施：文書、電話、訪問による催告を行うことがあります。
※差押（滞納処分）：財産（預貯金、給与等）の差し押さえをすることがあります。

さらに納付がないと？

短期被保険者証の交付
※通常の保険証より有効期間が短く、更新手続き場所は市役所本庁（1階7番窓口）保険課となります。

それでも納付がないと？

被保険者資格証明書の交付：保険証を返還していただき、「被保険者資格証明書」を交付します。
※資格証明書で受診された場合、医療機関の窓口で一旦、医療費の全額（10割）を自己負担していただきます。

最終的には！！

保険給付の一部または全部が差し止めになります。

※保険料の納付が困難な方は、納付相談をしてください。

国民健康保険医療費のお知らせ(医療費通知)について

令和4年7月に令和4年1月から3月受診分の医療費通知をお送りしました。

医療費通知については、医療費に要した費用等を考えていただくためにお知らせしております。

また、確定申告の医療費控除の資料として使うこともできます。

ただし、11月・12月受診分の医療費については、医療費通知を作成するためのデータの都合上、確定申告の期間までに医療費通知をお届けすることができませんので、医療機関の領収書を元に確定申告をお願いいたします。

なお、医療費通知は再発行をしておりませんので、紛失しないよう保管してください。

※米子市国保医療費のお知らせについては、3ヶ月ごとに送付しております。

無料低額診療事業のお知らせ

無料低額診療事業は、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額の診療費で治療を受けられる事業です。

対象となる方

経済的な理由により、診療費の支払いが困難な方。

免除となる金額

診療費10パーセント以上または全額。

なお、調剤薬局でのお支払いや、介護保険の負担金は対象となりません。

市内の実施医療機関

所在地	医療機関名	連絡先
683-0825 米子市錦海町3丁目4-5	錦海リハビリテーション病院	0859-34-2300
683-0052 米子市博労町3丁目80-1	米子診療所	0859-34-1201
689-3514 米子市尾高2740-1	おおたか診療所	0859-27-9190
683-0103 米子市富益町1128	弓ヶ浜診療所	0859-25-6030

※利用対象者や減免金額等の詳細な基準は、施設ごとに異なりますので、くわしくは各実施医療機関までお問い合わせください。

健康診査を受診された方へ

米子市国民健康保険の特定健康診査または人間ドックを受けられた方で、特定保健指導対象の方には、「健康づくり懇談会」「健診結果相談会」のご案内を随時お届けしています。

保健師、管理栄養士と一緒に健診結果から健康について考えてみませんか。

ご参加お待ちしております。



特定保健指導の様子

米子市保険課 TEL(0859)23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5121(高額療養費等)
23-5407(健康診査、保健指導等)
米子市収納推進課 23-5124(納付相談等) 23-5161(口座振替等)